

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則等の改正の概要（案）

1．特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「規則」という。）の改正
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 38 号。以下「改正法」という。）により、防除の推進に資する学術研究の目的での放出等の許可及び特定外来生物が付着し、又は混入した輸入品等の消毒等が新たに規定されたことを受け、以下の事項について定める。

（1）飼養等の禁止の適用除外関係

違反者に対する命令による措置や輸入品等の消毒又は廃棄命令による措置を講ずるために、特定外来生物の一時的な保管又は運搬をする場合が想定される。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）の規定に基づき、特定外来生物である鳥獣を捕獲等をした際に一時的な保管又は運搬をする場合がある。これらの場合は、やむを得ない飼養等であるため、以下の事項について特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 4 条の飼養等の禁止の適用除外を追加することとする。

法第 9 条の 3 第 1 項又は第 20 条第 3 項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るための一時的な保管又は運搬

法第 24 条の 2 第 2 項の規定に基づく命令により、消毒又は廃棄するための一時的な保管又は運搬

鳥獣保護法第 9 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するための一時的な保管又は運搬

（2）放出等の許可の申請関係

法第 9 条の 2 第 2 項において、防除の推進に資する学術研究の目的で放出等の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならないこととされていることから、放出等の許可の申請に係る以下の事項等について定めることとする。

申請書に記載する事項

・放出等をしようとする特定外来生物に係る種類、数量及び放出等をしよ

- うとする個体の入手方法
- ・放出等をする目的
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域、その周辺の当該特定外来生物の生息・生育状況その他生態系の状況
- ・放出等をしようとする期間
- ・放出等の方法
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無 等
- 申請書に添付する書類
- ・放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真 等
- 許可証の再交付に係る手続き等

(3) 放出等の許可の基準関係

法第9条の2第3項において、放出等の目的が法第3章の規定による防除の推進に資する学術研究の目的であり、かつ主務省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、放出等の許可をしてはならないこととしていることから、放出等の許可の基準として以下のとおり定めることとする。

放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと

放出等が放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと

放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意を得ていること

放出等に係る学術研究の内容が適正なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること 等

(4) 放出等の許可の失効関係

法第9条の2第1項の許可を受けた者が死亡したとき等について、その許可は効力を失うこと等を定めることとする。

(5) 特定外来生物等が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄に係る手続関係

法第24条の3第1項に基づき、法第24条の2第2項の規定による消毒又は廃棄の命令の手続を主務省令で定めることとしていることから、以下の事項について定めることとする。

法第24条の2第2項の規定により、輸入品等を消毒したため当該輸入品を

著しく毀損したとき等には、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、これらの者の要求があったときは証明書を交付しなければならないこと

法第 24 条の 2 第 2 項の規定により、消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があったときは消毒又は廃棄命令書を交付しなければならないこと

法第 24 条の 3 第 1 項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物の種類ごとに、付着又は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、主務大臣が定めること

(6) 権限の委任関係

法及び規則に規定する主務大臣の権限のうち、放出等の許可等について地方支分部局の長に委任することとする。

(7) その他

法第 9 条の 2 第 4 項に基づく許可証の様式等の必要な様式について定める等の所要の改正をすることとする。

2 . 関係法律の施行規則の改正

法第 9 条の 2 の規定による特定外来生物の放出等の許可を受けた場合及び第 3 章における防除として行う場合について、自然公園法、自然環境保全法等の規制について適用除外を設けるもの。

3 . 施行日

改正法施行の日